

大日本帝國政府

極秘

寫

第 年 月 日 號 濟裁決 案

外務局長 原口

總務課長 久保

總本調

大臣了

主計局長 植木

第一課長 楠田

銀行局長 山縣

特別銀行課長 楠田

次官了

總務局長 迫水

文書課長 迫水

企畫課長 野田

藤塚

中南支那整理委員會ニ關スル件

中南支那整理委員會發行停止ニ關シ現地ヨリ別紙第二「中南支那整理委員會」ニ依リ現地政府官申出有之去ル三月十六日國務省閣ニ於テ國務院會議ヨリ送致ノ省議ニ於ケル國務院ノ議旨ニ依リ別紙第一「

進發 結完 昭和 年 月 日

大日本帝國政府

記ノ如ク申入レ此ノ通り請願有間ニ見ノ一致ヲ見、尙爲念別紙第
一ノ如ク大東亞省支那事務局理財課長苑通知致渡候條
供高麗候

(國定規程第112X1124號)

極
秘
寫

大日本帝國政府

昭和十八年三月十六日

大藏省外資局總務課長

大東亞省支那事務局理財課長 殿

中南支那整理委員ニ請スル現地案ニ請スル審議ニ於テ特ニ當省ト
シテ意見アリ關係官意見一致ヲ見タル點左記ノ通り為念申入候

一、四月一日以降市面流通ノ軍票ハ原則トシテ自由流通ニ委スルコト

極秘

別紙第二

中南支軍票整理要領

(一八三一三)

第一方 針

軍票ノ新規發行廢止後ニ於ケル市面流通軍票及軍票預金等ノ處理ハ
備備券印刷給送能力、備備券價值ニ及ホス心理的惡影響、通貨工作
轉換ニ際スル投機換物運動ノ激化懸念等ニ鑑ミ急速ナル回收及切替
ヲ避ケ漸進的之ヲ行ヒ以テ中南支經濟ニ與フル不安動搖ヲ回避スル
モノトス

第二要 領

其ノ一軍票

一、四月一日以降市面流通ノ軍票ハ原則トシテ自由流通ニ委スルコト



大日本帝國勅諭

一 四月一日以前市面流通ノ軍票ハ取戻スルニ自由無限ニ奉スルコト

第二條

一 四月一日

ノ後ハ新舊両方ノ軍票ハ其ノ中前支應費ニ與テ不安調者ヲ同扱スル
ノ旨ニ示スルハ外對峙時ノ取極ノ計ヲ念及シテ盡ク其ノ國境外
ニ流通セザルニ注意セラルル事ヲ示シ且本心腹ヲ固クシテ
軍票ノ流通ヲ行フ事ニ當テハ所關甚大ナル事ナリトシテ
一 凡ソ軍票ノ流通ハ其ノ所關甚大ナル事ナリトシテ
一 凡ソ軍票ノ流通ハ其ノ所關甚大ナル事ナリトシテ
一 凡ソ軍票ノ流通ハ其ノ所關甚大ナル事ナリトシテ
一 凡ソ軍票ノ流通ハ其ノ所關甚大ナル事ナリトシテ

大日本帝國政府

一 三月三十一日現在部隊及官廳ニ於テ保有スル軍票ハ特別ノ場合
除キ之ヲ四月一日軍票價值平衡資金勘定ヲ以テ備備券ニ交換スル
コト

四月一日以降部隊及官廳ニ於テ受入ルル軍票ハ右ニ準シ速ニ備備
券ニ交換スルコト

一 三月三十一日現在金融機關（邦人銀行、中央儲備銀行、華商商業
銀行、以下同類）ニ於テ保有スル軍票ハ四月一日必要已ムヲ得サ
ルモノヲ除キ之ヲ軍票價值平衡資金勘定ヲ以テ備備券ニ交換スル
コト

一 四月一日以降金融機關ニ於テ受入レ又ハ取得スル軍票ハ右ニ準シ

大日本帝國通則

四月一日以後命令... 三月三十一日... 四月一日以後... 三月三十一日以前... 四月一日以後... 三月三十一日以前... 四月一日以後... 三月三十一日以前...

大日本帝國政府

四月一日以後... 三月三十一日以前... 四月一日以後... 三月三十一日以前... 四月一日以後... 三月三十一日以前... 四月一日以後... 三月三十一日以前... 四月一日以後... 三月三十一日以前...

大日本帝國國庫

八金融機關ハ四月一日以前に於て、前示ノ受取ルべき軍票預金勘定ノ
其ノ二軍票預金勘定
其ノ三軍票預金勘定ハ前示ノ受取ルべき軍票預金勘定ノ
其ノ四軍票預金勘定ハ前示ノ受取ルべき軍票預金勘定ノ
其ノ五軍票預金勘定ハ前示ノ受取ルべき軍票預金勘定ノ
其ノ六軍票預金勘定ハ前示ノ受取ルべき軍票預金勘定ノ
其ノ七軍票預金勘定ハ前示ノ受取ルべき軍票預金勘定ノ
其ノ八軍票預金勘定ハ前示ノ受取ルべき軍票預金勘定ノ
其ノ九軍票預金勘定ハ前示ノ受取ルべき軍票預金勘定ノ
其ノ十軍票預金勘定ハ前示ノ受取ルべき軍票預金勘定ノ

大日本帝國政府

則トシテ存置シ得ルコト
但シ預金者ノ希望ニ依リ之ヲ儲備券預金勘定ニ切替フルコト
九金融機關ハ四月一日以降軍票預金ノ支拂ハ儲備券ニ依ルコト、此
ノ場合ノ軍票對儲備券換算率ハ軍票一八圓ニ付儲備券一〇〇元ノ
割合タルヘキコト
但シ軍票札ヲ要ササル振替支拂（交換經由手形ノ支拂ハ之ニ準ス）
ハ此限ニアラス
尙當局ハ特ニ必要アル場合軍票ニ依ル支拂ヲ指示スルコトアルヘシ
十金融機關ニ四月一日以降別段ノ指示ヲ受クル迄軍票預金勘定ニ軍
票又ハ軍票手形ヲ受入ルルコト

大日本帝國通報

又ハ軍票手紙ヲ受入ルコト
才金通商銀行ニ四月一日以對照簿ノ指示ヲ受ケル該軍票手紙金庫ニ
同書風ハ等ニ海軍大臣聯合軍票ニ對シテ支拂ヲ指示スルコトヲ以テ
ハ其類ニテラス
財部軍票手紙ニ對シテ支拂ヲ指示スル由平紙ノ支拂ハ之ニ準ス
聯合軍票手紙ノ付
聯合ノ軍票手紙ニ對シテ支拂ハ其類ニテラス
大日本通商銀行ハ四月一日以對照簿ノ指示ヲ受ケル該軍票手紙金庫ニ
同書風ハ等ニ海軍大臣聯合軍票ニ對シテ支拂ヲ指示スルコトヲ以テ
ハ其類ニテラス

大日本帝國政府

十二、軍票手紙交換ハ四月一日以降別段ノ指示アル迄従前通り行フコト
右交換ニヨリ生スル交換尻ノ拂込ハ其ノ一部又ハ全部ニ付備備券ヲ
以テ爲スコトヲ得、又交換尻トナル銀行ハ交換尻ノ一部又ハ全部ニ
付備備券ニ依ル拂込ヲ拒否セサルコト
十三、金融機關ノ軍票預金勘定ノ支拂ニ要スル備備券資金ノ手當ニ付テハ
別途當局ニ於テ之ヲ定ムルコト
十四、金融機關ハ日本國勘定預金ノ取扱若クハ軍票預金勘定ヨリ日本國勘
定ニ切替ヲ爲スコトヲ得ス
但シ軍及官關係ノ預金ニ付テ得ニ必要ナル場合ハ此限ニマラス
十五、軍票預金ヲ以テスル内地送金及邦人福社ノ利益金又ハ余裕金内地回

大日本帝國通則

十四年... 以テスル... 財政部... 銀行... 支拂... 日本國... 銀行... 支拂... 日本國... 銀行... 支拂... 日本國...

大日本帝國政府

金ニ對シテハ爲替許可ヲ更ニ簡ニスルコト
其ノ三、其ノ他ノ軍票兌換權債務
其金銀機關ハ四月一日以降別ニ指示スル場合ヲ除キ貸出爲替等軍票
兌換(日本國境)勅定ノ支拂ハ原則トシテ之ヲ備備券ニ依ルコト
其前項ノ場合軍票(日本國)對備備券換算率ハ軍票(日本國)一八
圓ニ付備備券一〇〇元ノ割合タルヘキコト

